宝塚市都市計画マスタープラン(案) 概要版

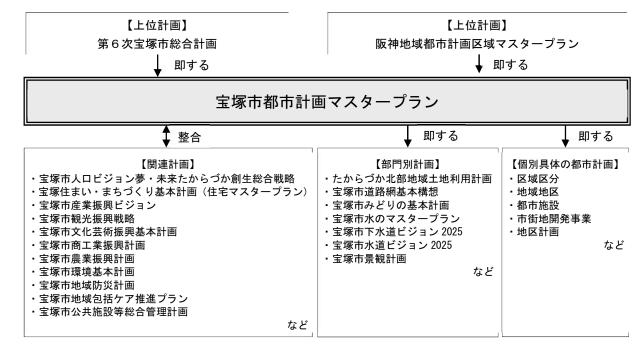
第1章 都市計画マスタープランの概要

■ 背景·目的

都市計画マスタープランの計画期間が満了を迎える中、令和2年度(2020年度)に兵庫県の定める阪神地域都市計画区域マスタープランの改定、令和3年(2021年)7月に第6次宝塚市総合計画の策定など、上位計画の改定が行われました。これらの上位計画の見直しや都市計画に係る潮流などを踏まえ、宝塚市都市計画マスタープランを改定します。

■ 位置づけ

都市計画マスタープランは、市が決定する個別具体の都市計画などの指針であり、その内容は総合計画などに即して定めることとされていることから、本市の施策体系上は総合計画に定める基本構想を都市計画の観点から推進し、実現していくためのものとして位置づけます。個別具体の都市計画をはじめとする都市づくりにかかる部門ごとの計画、施策、事業については、都市計画マスタープランに即して策定または実施します。



■ 計画期間

長期的な展望を踏まえるとともに、令和 4 年(2022 年)から概ね 10 年間とします。上位計画の見直しや社会経済環境の変化等により、必要が生じた場合は、随時見直しを行います。

第2章 宝塚市の現況と課題

■ 都市づくりの課題

人口減少・人口構成の変化への対応

これまでの社会基盤や地域コミュニティなどのあり方を見直すとともに地域ごとの特性・動向 に配慮することが必要です。また、周辺都市との役割分担や連携がより重要です。

住宅都市としての更なる魅力の向上

ライフスタイルの多様化などにより、魅力的な居住地が選ばれることが予想されることから、 質の高い住環境の維持、暮らしの魅力向上、子育て層に選ばれるような環境の充実が必要です。

宝塚らしい産業の維持・充実

有効利用されていない観光資源の活用が求められていることなどを踏まえ、地域特性を生かし た産業の維持・充実に都市づくりの面からも対応していくことが必要です。

豊かな緑の保全・活用

自然や農地の多様な役割を積極的に評価し、北部地域の自然や農地、市街地周辺緑地の自然、 市街化区域内農地を保全・活用していくことが必要です。

大規模災害への備え

近年の全国的な大雨による甚大な被害を踏まえ、大規模な土砂災害や水害に対して、ハード、 ソフトの両面から災害に強い安全・安心な都市づくりを進めていくことが必要です。

公共施設の適切な維持管理と見直し

公共施設の維持・更新にかかるコストの増大が予想されていることから、公共施設の機能の見 直しや再配置を進めていくことが必要です。

都市づくりにおける協働の更なる推進

成熟社会・人口減少社会の都市づくりにおいては、既存ストックを活用したきめ細やかな取組などが求められることから、多様な主体による協働の取組を推進していくことが必要です。

第3章 都市づくりの目標

■ めざす将来都市像

社会情勢や価値観の多様 化・高度化に対応しなが ら、文化芸術活動が活発 に行われるような環境を 醸成し、文化芸術が感じ られる都市をめざします 居住環境の継承

これまでの蓄積を生かすとともに、新たなニーズにも柔軟に対応しながら、 豊かな居住環境が継承された都市を めざします

文化芸術の醸成

自然環境との共生

貴重な資源のもつ魅力を生かすとともに、環境への配慮や災害に強い都市づくりを進めることにより、自然環境と共生した都市をめざします

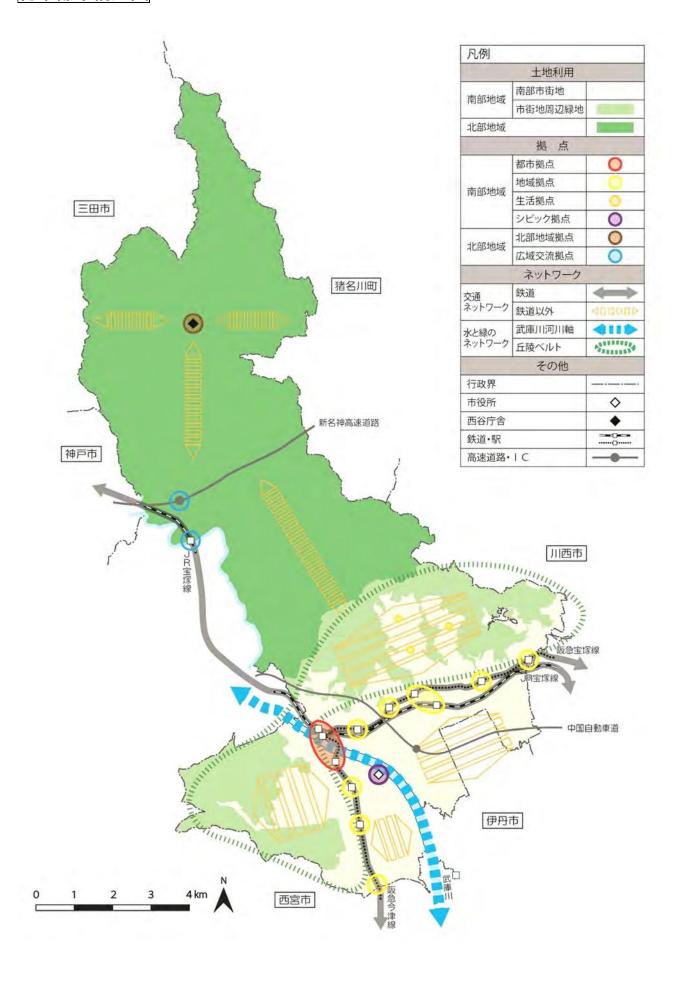
■ めざす都市構造

本市では、これまで鉄道駅周辺に都市機能が集積したコンパクトな南部地域、豊かな自然環境と田園環境を有する北部地域から構成する都市構造を形成してきました。

今後は、人口減少や少子高齢化が進行する中でも暮らしやすく、地域の特性に応じた都市づくりを進めながら、これまでの都市構造を継承します。

土地利用	南部地域	南部市街地	一定の人口密度を維持し、利便性や身近に緑がある など質の高い住環境を維持するとともに、地域の特性 に応じた市街地をめざします。
		市街地周辺緑地	市街地の無秩序な拡大を防止し、ゆとりとうるおい のある都市景観を形成する重要な緑の空間として保 全・活用します。
	北部地域		本市全体としての資源である豊かな自然環境や田園 環境を適切に保全するとともに、地域資源を生かした 魅力的なまちづくりをめざします。
拠点	都市拠点 宝塚駅(JR·阪急)~宝塚南口駅		商業、文化芸術、観光などの多様な機能が集積し、 市内外の人々が様々な活動や交流ができる、都市全体 の魅力と活力を支える拠点をめざします。
	地域拠点 仁川駅、小林駅、逆瀬川駅、清荒神駅、 売布神社駅、中山寺駅~中山観音駅、 山本駅、雲雀丘花屋敷駅		鉄道駅を中心に生活利便機能や多様なライフスタイルを実現する機能が集積し、後背圏の生活を支える拠点をめざします。
	生活拠点		山麓部の住宅地における身近な拠点として、生活利 便機能を提供する拠点をめざします。
	シビック 拠点 市役所周辺		市役所をはじめとする公共公益機能や健康・スポーツ機能が集積し、市民の暮らしをサポートする拠点を めざします。
	北部地域拠点 西谷庁舎周辺		公共公益機能が集積し、地域の生活を支えるととも に、市内外の人々が交流できる拠点をめざします。
	広域交流拠点 宝塚北SA・SIC、武田尾駅		自然環境の保全に配慮するとともに、他地域から訪れる人々との交流や北部地域の玄関口として、ふさわしい拠点をめざします。
ネットワーク	交通ネットワーク		鉄道などで各拠点を結び、それをバスや新たな移動 手段が補完し、誰もが安全・安心に移動できる交通ネットワークの形成をめざします。
	水と緑のネッ トワーク	武庫川河川軸	河川水辺空間の利活用を推進し、市民の憩いの場と なる都市空間の形成をめざします。
		丘陵ベルト	緑地とゆとりある住宅地が調和した良好な住環境と 本市を特徴づける景観の形成をめざします。

将来都市構造図



■ 都市づくりの方向

多様なライフスタイルが実現できる都市づくり

豊かな居住環境、多彩な文化芸術、北部地域の田園環境などのストックを有効に活用し、あらゆる人が多様なライフスタイルを実現できる都市をつくります。

住まいとしての魅力が感じられる都市づくり

これまでの居住環境を維持するとともに、住まいの近くで働ける、楽しみのある暮らしができるなど、新たな住み方への対応を市民、民間事業者とともに進め、住まいとしての魅力が感じられる都市をつくります。

様々な活動が展開される訪れたくなる魅力ある都市づくり

本市の多様な魅力を生かし、来訪者も含めた多様な主体による様々な活動や交流が展開される ことで、文化芸術都市としてシビックプライドを育み、訪れたい、過ごしたいと感じられる魅力 ある都市をつくります。

緑豊かな環境が持続する都市づくり

本市の魅力の一つとして緑に恵まれた環境を守り続けるとともに、積極的かつ多面的に活用することで価値を高め、緑豊かな環境が持続する都市をつくります。

安全で安心な暮らしが実現できる都市づくり

既存ストックの適切な維持・管理とともに総合的な防災・減災の取組を進めることなどにより、 安全で安心して暮らせる都市をつくります。

多様な主体の協働による都市づくり

市民、民間事業者、行政などの多様な主体の協働により、地域の特性が生かされ、地域の価値が維持・向上する持続的な都市をつくります。

第4章 都市づくりの方針

■ 土地利用の方針

- (1) 土地利用の基本構成(南部市街地、市街地周辺緑地、北部地域)との整合性に 配慮
- (2) 南部市街地では、コンパクトで持続可能なまちづくりを推進する土地利用
 - ①住宅地の魅力の継承、住民主体のエリアマネジメントの推進
 - ②鉄道駅を中心に地域特性に応じた都市機能の誘導や市街地の形成
 - ③産業の維持と住環境との調和
 - ④特徴を生かした市街地の形成
- (3) 市街地周辺緑地では、緑地の保全・活用
- (4) 北部地域では、自然環境と田園環境の保全・活用
 - ①地域資源を生かしたまちづくりの推進
 - ②諸制度の活用による自然環境の保全

■ 市街地整備の方針

- (1) 既成市街地と新市街地の特性に配慮
- (2) 市街化区域の拡大を抑制し、現在の市街地規模を維持
- (3) 既成市街地では、既存ストックの維持・更新と多様な主体の活動促進
- (4) 新市街地では、民間開発を適切に誘導

■ 都市施設整備等の方針

- (1) 既存ストックの維持・更新を基本とした整備
- (2) 施設ごとの各種マネジメント計画などに基づく、体系的・計画的な整備
- (3) 都市基盤施設等の更新などを通じた、地域の市街地環境や魅力の向上
- (4) 誰もが移動し、活動できる環境の形成
- (5) 地域特性や住民意向などを踏まえた対応
- (6) 環境や安全・安心に配慮した都市施設整備の推進

■ 都市防災の方針

- (1) 地域防災計画に基づく、体系的・計画的な対応
- (2) 災害に強い都市構造の形成
- (3) 防災・減災に向けての市民と行政との協力体制の構築

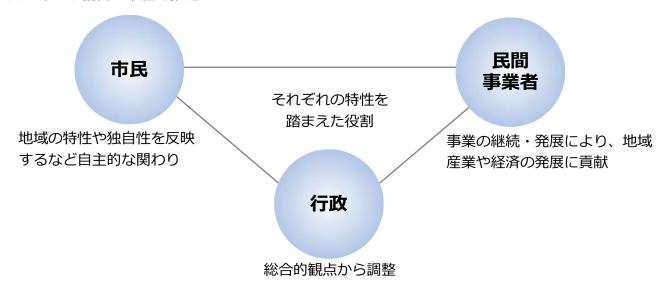
■ 都市景観形成の方針

- (1) 山並み・河川を骨格要素としたゆとりとうるおいのある景観形成
- (2) 良好な住宅地景観や歴史・文化的景観の保全・育成による市街地の景観形成
- (3) 北部地域の自然・田園景観と調和した集落景観の形成
- (4) 景観を視点に地域のまちづくりに取り組む景観まちづくりの推進
- (5) 景観計画による都市景観形成の推進

第5章 都市づくりの推進のために

■ 都市づくりにおける協働の推進

地域の価値を維持・向上させるため、必要に応じてエリアマネジメントなどの新たな手法も取り 入れながら協働の取組を推進します。



<多様な主体の活動の促進>

- ・行政情報の蓄積と提供、出前講座や専門家派遣などに努めます。
- ・空き家・空地対策や買い物支援などのエリアマネジメントに積極的に取り組んでいる地域を先 進事例として横展開を進めるとともに、地域間の連携を支援します。

<官民連携によるまちづくりの推進>

・PPPや PFI、エリアマネジメントといった手法を導入するなど、地域に関係する市民や民間事業者が主体となって地域の価値を維持・向上させていけるよう、適切な支援を図るとともに、官民連携によるまちづくりを推進するための体制や制度などの充実を図ります。

■ 行政の推進体制の充実

<関連施策との連携、総合的な対応>

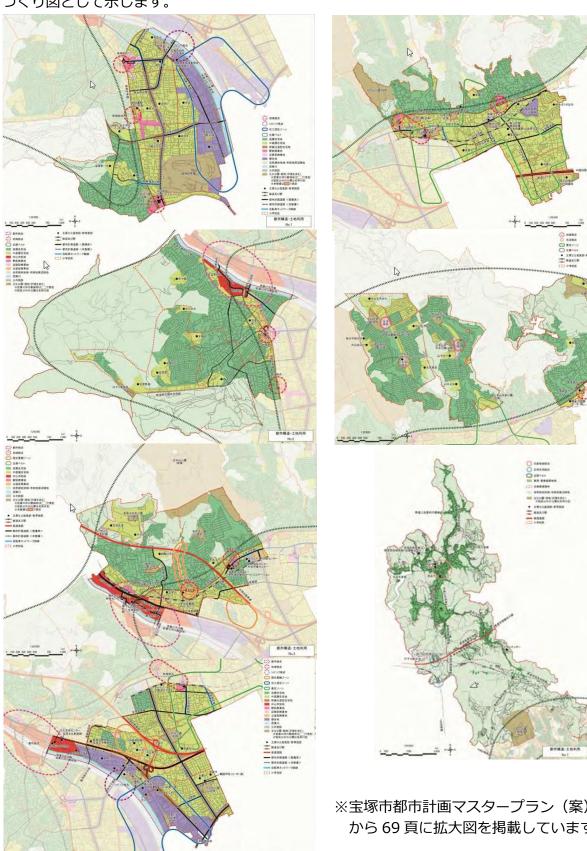
・庁内の関係部局との連携を強めるとともに、庁内の横断的な体制づくりを推進します。

<関係機関との連携・役割分担>

・部門別の計画の策定、個別具体の事業・施策などの実施においては、周辺市町、県、国など関係機関との連携と役割分担を図り、広域的なものについて、総合的な観点から整合を図りながら都市づくりを推進します。

地域別都市づくり図

地域のまちづくりを促進するため、各地域の都市構造や土地利用、地域特性などを、地域別都市 づくり図として示します。



※宝塚市都市計画マスタープラン(案)56頁 から69頁に拡大図を掲載しています。